



# 特殊車両コーナー書類の取扱いについて

**規約変更実施日 平成24年 1月 12日 (木) AAより**

**改定前**

**成約書類**

↓

**譲渡証のみ**  
(出品申込書上に記載要す)



**改定後**

**成約書類**

↓

**出品店の譲渡証**  
+

**誓約書 兼 販売証明書**

※ 出品店の捺印が必要となります。  
 ※ 誓約書兼販売証明書はインターネットより取り出しができます。  
 【ホームページアドレス: <http://www.ainess.net>】



書類が譲渡証のみの場合は必ず出品申込書上に記載要す

このコーナーの必要書類については、出品前に必ず書類課までお問い合わせください。

- (ホイール式の車両については、譲渡証のみで出品できない場合があります。)

# 特殊車両コーナー規程

## 第1条（参加規則）

1. 特殊車両（以下「車両」という）とは別に定めるブロック分割に定めた車両をいう。
2. 出品もしくは落札を行うに当たり、これらの車両の性質・機構の知識を熟知し取引を行うものとし、本コーナーの車両におけるクレームは原則として受付けないものとする。
3. 本規程で特別な定めをしたものを除き、J U愛知オークション規約に準じるものとする。
4. 特殊車両コーナー規程の同意については、出品もしくは落札を行った時点でこの規程に同意したものとする。

## 第2条（出品車両の条件）

1. 出品車両については、下記基準の何れか適合したものでなければならない。但し、J U愛知が出品を認めた車両等についてはこの限りでない。
  - ① 運輸支局、または軽自動車検査協会による検査証が交付されているもの。
  - ② 市町村登録における廃車申請証明書が交付されているもの。
  - ③ 登録制度のない建設機械等で車台ナンバー・シリアルナンバー等の打刻及びその位置が明確に確認できるもの（以下「登録制度のない建設機械等」という。）及び構内作業等により登録書類の発生はないが、車台ナンバー・シリアルナンバー等の打刻及びその位置が明確に確認のできるもの。
  - ④ 原動機装着車（但し、②に該当するものは除く。）
  - ⑤ その他J U愛知オークション出品・落札規程に定める条件を充足する車両。
2. 1項①に該当する車両で、運輸支局において移転登録が可能な車両以外は全て一時抹消登録が完了していること。
3. 市町村登録における車両は、廃車申請が完了していること。
4. 1項に該当する車両は、盗難車の確認、及び残債等の完済確認がしてあること。
5. 前項までの条件を満たしている場合であっても、J U愛知が会場保全等の理由から出品を拒む事ができる。

## 第3条（搬入・搬出）

1. 車両の搬入は、J U愛知が別途定めた時間までとする。
2. 落札車両については、原則としてJ U愛知に対する車両代及び手数料決済後の搬出とする。

## 第4条（譲渡書類）

1. 譲渡書類の取扱いは、J U愛知書類規程に準じるものとする。但し、本コーナーにおける譲渡書類とは下記各号に定める書類をいい、出品店は、成約後下記各号に該当する出品車両の譲渡書類をJ U愛知に提出しなければならない。
  - ① 第2条第1項①に該当する車両の譲渡書類とは、原則として、全国の運輸支局又は、検査登録事務所（軽自動車の場合は軽自動車協会）で登録可能な書類（以下「全国の運輸支局等で登録

可能な書類」という。)をいう。但し、出品申込書上に「書類譲渡証のみ」と記載のある場合は、出品店名義の譲渡証明書をいうが、主催者の判断によって全国の運輸支局等で登録可能な書類が必要とされる場合は、全国の運輸支局等で登録可能な書類をいう。

② 第2条第1項②に該当する譲渡書類とは、原則として廃車申請証明書をいう。但し、出品申込書上に「書類譲渡証のみ」と記載のある場合は出品店名義の譲渡証明書をいう。

③ 第2条第1項③に該当する車両のうち、登録制度のない建設機械等の譲渡書類とは、原則として、製造メーカー又は工業会が承認し指定販売会社が発行した「社団法人 日本建設機械工業会制定用紙」の譲渡証明証をいう。但し、出品店が前記様式の譲渡証明書を所有しておらず、J U愛知の出品申込書上に「書類譲渡証のみ」と記載のある場合は、出品店名義の譲渡証明書をいう。

上記車両を除く第2条第1項③に該当する車両の譲渡書類とは、出品店名義の譲渡証明書をいう。

④ 第2条第1項④に該当する車両の譲渡書類とは、出品店名義の譲渡証明書をいう。

⑤ 第2条第1項⑤に該当する車両の譲渡書類とは、出品店名義の譲渡証明書をいう。

2. 前項で譲渡書類として出品店名義の譲渡証明書を提出する場合は、出品店はJ U愛知に対し、売買に関する「誓約書兼販売証明書」を譲渡書類とともに提出しなければならない。この書類の取扱いは、J U愛知書類規程に準じるものとする。
3. 落札店は、受領した書類に不備等がある場合は、J U愛知より書類発送後7日以内にJ U愛知にその不備等を申告しなければならない。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1項記載の譲渡書類以外の書類が必要であるとJ U愛知が判断した場合、出品店は、J U愛知が必要と判断した書類を、指示された日より10日以内に、J U愛知に提出しなければならない。この書類の取扱いは、J U愛知書類規程に準じるものとする。
5. 譲渡書類が出品店名義の譲渡証明書である車両は、運輸支局での登録はできず、また、特殊車両コーナーに出品された、全国の運輸支局等で登録可能な書類を完備する車両であっても、運輸支局で登録ができない場合がある。

#### 第5条（保証金）

1. 落札店は登録番号付車両を購入した場合、保証金10,000円をJ U愛知に預けなければならない。
2. 落札店は登録番号付車両の書類を受領した後、移転若しくは抹消登録を書類規程通り完了し、登録完了月の翌月5日までに名義変更完了後の車検証の写しをJ U愛知へ提出しなければならない。翌月5日までにその写しが到着しない場合は前項の保証金を没収する。

#### 第6条（代金決済）

J U愛知は、J U愛知オークション規約に定めるところに従い、出品店に対して成約代金を支払う。但し、オークションの取引状況もしくは、成約車両代金の金額により、主催者の判断にて出品店に対する成約車両代金等の支払を、落札店よりJ U愛知へ落札代金等の支払が完了した翌営業日に行う場合がある。

#### 第7条（車両検査）

出品車両の検査については、原則として検査いたしません。評価点もすべて「－」点とする。

#### 第8条（クレーム規程）

1. クレーム処理については、原則として一切受付けないものとする。但し、下記の場合については、その限りではない。
  - ① 盗難車
  - ② 法的問題車
  - ③ 出品店の記載違い
2. 前項以外の場合でも、代金減額請求及び契約解除が相当であるとJ U愛知が認めた場合にはこの限りではない。

#### 第9条（免責）

天候等により生じた車両等の故障及び障害については、J U愛知は一切の責任を負わないものとする。



# ABOUT THE DOCUMENTS OF THE SPECIAL VEHICLE

**IMPORTANT** The rule of this corner will be changed from **January .2012**

**NOW**

**Documents**

↓

**“JOUTOSHOU” Only**

※ Must write it to the exhibition list.



**AFTER**

**Documents**

↓

**“JOUTOSHOU” of your company**

※ Must write it to the exhibition list.

+

**SELLING CERTIFICATE(=AFFIRMATION)**

※ Stamp is needed.

※ You can print out this from our home page [<http://www.ainess.net>]



**The vehicles like motorcycle, wheel crane need normal documents.  
Please ask the staffs in documents section before exhibit if you have any questions about this.**